

【西蒲区】路線バス(巻～和納～間瀬線)運行計画(案)について

1. 経緯及び変更内容

路線バス（巻～和納～間瀬線）は、旧巻町、旧岩室村時代から、行政が経費に対する収入の欠損額を補助することで、新潟交通観光バス株式会社により地域の足として運行されてきた。

この度、新潟交通観光バス株式会社から、全国的に深刻化している運転手不足により、現状の路線網の維持が困難との申し出があり、地域の足の維持について協議を行ってきた。今回、巻～和納～間瀬線を引き続き運行するため、運行事業者を新潟交通観光バス株式会社からウエスト観光バス株式会社に変更する。また、運行手段を小型バスからマイクロバスに変更する。

なお、来年度以降、運行計画の弾力的な変更を見据え、道路運送法第 21 条による運行許可申請を行う。

2. 運行概要

	平成 30 年度	平成 31 年度
(1)運行期間	通年	通年
(2)運行日	毎日	毎日
(3)便数 ・運行時間帯	平日 12 便 始発便 6:49 発 第 12 便 17:56 発 土休日 6 便 始発便 9:50 発 第 6 便 17:13 発	平日 12 便 始発便 6:49 発 第 12 便 17:56 発 土休日 6 便 始発便 9:50 発 第 6 便 17:13 発
(4)運賃	対キロ運賃制	対キロ運賃制
(5)ルート概要	巻駅前～和納～間瀬	巻駅前～和納～間瀬
(6)運行事業者	新潟交通観光バス株式会社	ウエスト観光バス株式会社
(7)運行形態	道路運送法第 4 条	道路運送法第 21 条
(8)運行手段	小型バス（定員 43 名、47 名）	マイクロバス（定員 28 名）

3. 変更日（予定）

平成 31 年 4 月 1 日（月）